

契約書別紙(契約書第 8 条)

2026 年 4 月 1 日

1. 利用契約書の第 8 条に関する「利用料金」は、次の通りです。

- ① 利用者が支払う基本利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。
- ② 利用者の負担額は、法令に定める負担割合になります。
- ③ 基本料金の計算は、サービス利用の1ヶ月分合計単位数に地域区分別の特別区単価 10.90 円を乗じますので、合計金額では1日分の料金額と若干の誤差が生じることがあります。
- ④ 加算につきましては、要件を満たした場合に算定いたします。
- ⑤ 入居に際し、敷金として 100,000 円をお預かりします。お預かりした敷金は、退居時に居室の修繕(現状回復)費用(実費)が必要な場合やマットレス・カーテンクリーニング、エアコンクリーニング等の諸費用を除き、退去後にお返しします。
- ⑥ その他の料金は、以下に定める家賃(居住費)、食費、光熱水費、共益費です。

2. 介護保険利用料金(自己負担額は 1 割の場合です)

①基本料金

区分	1日の単位	1日の自己負担額
要支援 2	749単位	817円
要介護 1	753単位	821円
要介護 2	788単位	859円
要介護 3	812単位	885円
要介護 4	828単位	903円
要介護 5	845単位	921円

②加算 (/1日・1月・1回)

区分	1日の単位	1日の自己負担額
初期加算(入居後30日以内及び1カ月以上入院した後、退院して再入居する場合にも算定)	30単位	33円
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位	41円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	131円
夜勤支援体制加算(Ⅱ)	25単位	28円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	24円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	20円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	7円
看取り介護加算		
(1) 死亡日以前31日以上45日以下	72単位	79円

(2) 死亡日以前4日以上30日以下	144単位	157円
(3) 死亡日以前2日又は3日	680単位	742円
(4) 死亡日	1,280単位	1,396円
認知症専門ケア加算 (1)	3単位	4円
認知症専門ケア加算 (2)	4単位	5円
退居時相談援助加算 (退去時1回算定)	400単位	436円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (月1回算定)	100単位	109円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (月1回算定)	200単位	218円
栄養管理体制加算 (1回あたり)	30単位	33円
口腔衛生管理体制加算 (月1回算定)	30単位	33円
口腔・栄養スクリーニング加算 (1回あたり)	20単位	22円
入院時費用 (入院時月6日間限度)	246単位	269円
科学的介護推進体制加算 (月1回算定)	40単位	44円
協力医療機関連携加算 (月1回算定)	100単位	109円
退去時情報提供加算 (退去時1回算定)	250単位	273円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) (月1回算定)	10単位	11円
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) (月1回算定)	5単位	6円
新興感染症等施設療養費 (月1回5日間限度)	240単位	262円
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) (月1回算定)	150単位	164円
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) (月1回算定)	120単位	131円
生産性体制推進加算 (Ⅰ) (月1回算定)	100単位	109円
生産性体制推進加算 (Ⅱ) (月1回算定)	10単位	11円

③その他の加算

令和6年5月まで	単位 (/1月)
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.111
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.081
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.045
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①②で算定した単位数の総数×0.023
令和6年6月施行	単位 (/1月)
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.186
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.178
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.155
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	上記①②で算定した単位数の総数×0.125

3.その他の料金

①家賃(居住費) 1月あたり 78,000 円

※外泊や入院等により不在の場合もご請求いたします。

②食費 1日あたり 1,810 円

③光熱水費 1月あたり 20,000 円

④共益費 1月あたり 15,000 円

※日常生活に必要で共同使用するものに充当します。

※月の中途における入居または退居の場合と、月7日以上の外泊・入院などの場合は、日割り計算とします。

共益費の項目は概ね次の通りとします。

ゴミ処理等の廃棄物処理費、消防設備費の保守点検費、特殊清掃等の委託料、園芸用品、医薬品等常備薬、外出時用携帯電話料金、全体で取り組む行事等の経費

⑤リネンリース代(希望者のみ)1日あたり83 円

4.利用者の自己負担となるもの

①排泄用品(オムツ)等で個人が使用するもの

②履物、雑貨、歯ブラシ等日用品で個人が使用する消耗品等

③医薬品等で個人が使用するもの

④レクリエーションなどの経費(交通費・入場料など)

⑤行政への手続き代行にかかる交通費・郵送費等

⑥理美容代

確 認 書

年 月 日

グループホームさんいくの家あづまの利用にあたり、利用者に対して、契約書別紙について説明をしました。

事業者 名称	所在地 東京都墨田区立花1-25-12 社会福祉法人 賛育会 さんいくの家あづま		
代表者名	社会福祉法人賛育会 東京清風園施設長	さんいくの家あづま代表 木口 圭子	印
説明者	さんいくの家あづま管理者	中川 真梨子	印

私は、事業者より上記内容の説明を受け、了承しました。

<利用者>

氏 名 _____ 印

代筆者 _____

<利用者家族代表>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<利用者代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印